

修験道史料自光坊文書

森 毅

はじめに

こゝに鰺刻の史料は旧南部領に栄えた修験者一方井自光坊に伝ったものである。奥羽地方の修験道史料では出羽三山を除けば、福島周辺の相馬上之坊⁽¹⁾・白川八槻⁽²⁾・石川八大院⁽³⁾・蒲倉大聖院⁽⁴⁾等の文書が、既に学会でも馴染みとなっている。

安東氏末の輪台城主一方井氏から出た自光坊は、藩制期には二百石を与えられ領内修験者の筆頭年行事で、元禄以降は領内修験統轄役の惣録を維持した。このような特権的な地位を保持した理由には、戦国期に一方井氏の息女が石川左衛門尉高信の側室となり、近世期南部領初代藩主南部信直の生母となったこと、更には時の自光坊が信直の取親となり手習いの師匠となったことなどが挙げられる。

南北朝期貞和五年(一三四九)、熊野先達の注進状⁽⁵⁾に「常陸阿闍梨真弟大式阿闍梨引導⁽¹⁾たんなの事ぬかのふの内、九かんのへよりまいり候⁽²⁾たんなは、みなく当坊へ可参候、又一のへのいっかたいの中務殿も御参詣候」とあり、一方井氏が中世豪族として熊野との結縁を結んでいたことが分るが、この頃、一方井氏周辺にいた修験者の存在、わけても自光坊の先祖筋をたぐり得る資料は見当らない。

藩制期の南部領は鹿角・毛馬内地方、更には下北半島をおよぶ広域の領国であったから、自光坊文書が北奥地方を代表する修験道史料の一斑を担うことは言うまでもないが、例えば十三代目の自光坊(快孝)が、幕末維新政争の際に藩の特命をうけて公卿中山忠能への密僧の掌にあたり、次第に世俗の政争に手を染めて行きながら、一転して大峯山中での「千日山籠」の荒行に投じて吉野で最期を遂げるという徹底した異望など、あまねく修験者に内在した広汎な活動や奮激な実践を活写する資料も含まれている。

自光坊文書の資料年代は、永禄六年(一五六三)の棟札から明治中期に亘り、その殆んどが近世期のもので、およそ四百点を数えることが出来る。こゝでは、この内四十三点を載せた。

鰺刻に当っては、概ね原文の儘としたが、異体字を通行の字体に改め、読点・並列点を随時加えた。更に各資料に番号及び見出しを付し、注記は括弧でくゝった。

最後に、史料閲覧に関して、長年の間、御厚意をいただいた自光坊後胤の一方井年男氏に深く謝意を表す。

注

- (1) 岩崎敏夫「修験道資料上之坊岩崎文書」(『東北文化研究所紀要』三号七号)、『福島県史 第七卷 古代・中世資料』所収。
- (2) 同右『福島県史 第七卷 古代・中世資料』所収。
- (3) 『熊野那智大社文書 第一 米良文書二』(統群書類従完成会、昭和四十七年)二二―三頁。

解題

室町時代、聖護院門跡及びこれに蟬集した有力な熊野系先達は修驗本山派を形成し、諸国をそれ／＼の管掌する霞として分有したが、南部領の霞支配には院家若王子があたった。そして在地の里山伏を一部二郡の単位で統轄する地方在在の有力山伏(年行事職)は、末端の修驗者達を支配する「職」を担ったから、教派にとってもその任につく修驗者にとっても、聖門補任にかゝる「職」の授受は徳川期初頭の重大な関心事であった。一〇三は、近世初頭の聖門と年行事との間に交わされたそうした事情を詳にする若王子役者の書状であるが、年行事自光坊の跡目・霞職の宛行について藩主や家老の介在する様子を窺うことが出来る。

六は延宝三年、七はその前後と考えられるが、これは寛文十年にはじまった領内での本山派と羽黒派との霞争いの際に若王子が与えた書状で、公事についての指示や見通しが述べられており、その後の数々の霞争いについて、本山派が示した見解を窺わせる興味深いものである。八は天和三年訴状提起にかゝる幕府評定所裁許状で、この折には本山派の勝訴となり羽黒派の学善院は奥州一ヶ国の追放となった(九)。近世初頭以来の両派による長い確執も、元禄元年の本山派年行事安楽院による訴を契機とした寺社奉行所による大が／＼な修驗改め、及び同五年の裁許(十)によって事実上終止符がうたれた。領内の霞職・且那場職の近世的形態がこゝに定着したが、たゞ、羽黒派の

在地での頭役(惣頭役及び頭襟頭)の設置をめぐる寛延年間に再び抗争がみられた(十二・十三)。この経緯の中で、羽黒派の惣頭役及び十四名の頭襟頭の設置が認められた。かくて、この頃には諸教派の組織の固定化がみられたが、一方で配下の放恣を諫め教団の内部統制を乱さなければならぬ時機でもあった。この事情を裏書する十一は、寺法としての修驗法度で、入峯修行・衣体法具・作法更には修驗者の風俗にもわたる「申渡し」であった。こゝにみられる多様な規範は、修驗道組織の近世的形態が確立した以後にみられる、本山派寺法の定型をなすものである。十六・十九では、こうした規範にもとづいて近世期の本山派修驗者が、どのような方法で官位昇進・法衣補任・入峯修行等が行なわれたかと詳細に明らかにされている。

二一・二七は、徳川期も中葉を過ぎてからの自光坊何代かの「書上」であり、内容は惣録役や岩鷲山代参に関する書留、更には藩命による由緒書上及び自家の覚書としての由緒書である。なお、岩鷲山代参については、寛永以来藩主の帰依を得て急激に台頭した羽黒派行人大勝寺と自光坊との相剋が主な内容であった(十四・十五)。自光坊は、一時期岩鷲山道の盛岡懸口を大勝寺に譲り、他の登り口として年行事・石門蔵院の懸口を借りて代参を勤めていた。その後、安政年間には地頭野辺地札の所領厨川通姥屋敷を開拓して岩鷲山別当の面目を保っていたのであったから、こゝにも本山派と羽黒派との確執の影が落されていたことがみられる。

二八・三五は、自光坊十三代快孝が堂上公家高松保実の猶子となり、幕末公武合体運動の中心的公卿中山忠能や西郷隆盛と共に入水し

た勤王僧月照（成就坊）との関係を結び次第に幕末政争にかゝわつて行つた際の文書である。清水寺塔頭成就院住持月照の仏学の弟子となつた快孝は、月照が政争に身を投じたとき、暫らく月照の跡を継いだ事情を考えれば、彼と西郷や月照との思想上の繋累が推察され、そこに醸成された交感がどのようなものであつたか興味深い。いずれ南部藩が白石転封を命じられたとき、中山卿への密僧として奔走した事情もかゝる繋縛に生れた行動だつたらうと思われる。明治三年、法務大先達となつていた自光坊快孝は、修験者にとつても最も難行とされる千日山籠の抖擻を決意して大峯・葛城両峯に入山した。三七・四三は山籠願いにはじまり、山籠に関する大峯前鬼山と国元との約定証、更には快孝の国元に宛てた峯中からの書翰であるが、この頃の快孝の行動は修験道が明治新政府によって廃止に迫り込まれた未曾有の法難の時機に當つていただけに、一見奇妙な暴挙にもみうけられるだらう。だが、維新政変と法難という昏乱の真直中に生れ合わせた修験者が、このような時にこそ「神変菩薩之遺風を慕ひ……天下泰平国体御安穩万民豊稔宗道興隆之実験を願し申度」（三七）という拳を全うしたとしても、一箇の自覚にもとづく自行自受、幽谷抖擻を旨とした本来の修験道に照らしてみれば、それは忘れかけていた同宗の始源的な精神への、最後の覚醒をうながす警鐘でもあつたらう。

因みに、興味深いことには、明治十七年那智滝で捨身を敢行した美濃出身の傑僧実利行者が、早く明治三年に大峯山中において快孝から「垢離文」を授けられており、二人は師弟の間柄であつたことがA・M・ブツシイ著『捨身行者 実利の修験道』（角川書店）所載資料に

よつて知ることが出来る。実利行者は、大峯での千日山籠を前に妻を離縁したが、快孝も同様の振舞いを行つていた。ブツシイ氏は実利行者の稀有な個性を、維新の打撃をこうむつた修験道の復興者として捉えて描いた。

自光坊快孝の死は修験道廃止の二年後、明治七年であつたが、死の直前まで宗内寺院の進退取りはからいに専心し、かたわら聖護院抱寺宝珠寺移転事務の為に奔走してゐた。この頃、前鬼山五鬼熊は快孝の国元に宛てた書翰に、若し快孝が下山するならば千二百年相統の宗道が跡方もなく断滅する、とまで書いて快孝の帰国懇望をしりぞけていた。この大仰で皮相とも思われる五鬼熊の書翰は、快孝が崩壊と復興との昏乱から遂に抜け出ることが出来なかつた宿命を語っている。しかしながら、実利行者の光芒もまたかゝる法累の延長に開いた韜晦の花だつたらう。

両者の大峯山中での関係や思想上のつながりについては、今後の研究課題として残されているが、それは個人史でありながら、個人が選ぶことの出来ない時代（制度）と人間との間の緊張をも鮮明化したものとして、歴史把握のための広汎な問題に収斂されるべき事柄であらう。

一 若王子役者連署書状

返々銀子一つ々み御あけ日路（被）申上候べく候、われ／＼も一包つゝ給りまんそくいたし候べく候、御（其文字）もしニもふかく志ん／＼有之よし、てんの心つけとそんし候、すいふん／＼御つとめ、もつともそんし候、かしく

無りやう院のほり候につき、御ふみ給くわしく見候べく候、いよ／＼
 いづれも御そく才のよし、めてたくそんし候べく候、大僧正にも御機
 けんよくかさなされ候まゝ、御心やすく候べく候、扱はおかつ事、大
 膳殿へ御ほうかうニ御出候、とう路おく殿ニも御ねん比のよし珍重に
 そんし候、なを／＼しゆひよく御ほうかうは、自光坊ためにもよく候
 へんとそんし候、す多／＼の御事御あんし候よし、もつともそんし
 候、さりなからいよ／＼はんしやうの事とそんし候べく候、大膳様へ
 大そう正より御れい御申下され候やうにとの御事くわしく申あげ候、
 無りやう院も御まへにて御たつねゆへつふさに申上候、御ついで折
 ふし御申被成候へんとの御事に候まゝ、御心やすく覚しめし候べく
 候、自光坊にもふしにせいしんのよしめてたく候、一兩年のうちに御
 のほせ待入候べく候、くわしくハ無りやう院へ申入候まゝ、そう／＼
 申残しめてたく、かしく

みかみ

ミンふ卿

伊たう

大くら卿

自光坊

御母義

御返事

二 若王子役者書状

返々いよ／＼はんしやう候ようニといわ井入候べく候、かうふ

く寺殿へもくわしくたのみ入候まゝ、いよ／＼すへ／＼よきや
 うニ御きもいり候へんとおしはかり候べく候、何にてもいづれ
 もあいさつよく御たんかうよろしくそんし候、めてたく、かし
 く

おって申入まいらせ候、むりやう院のほりの折ふし、銀子十匁分送
 給、幾久しくといわ井入まいらせ候、此方よりも御志うきまてに、せ
 んす一箱十本志んし候べく候、誠幾久すへはんしやうのしるしまてニ
 いわ井入まいらせ候、そこもとの御事、むりやうゐんとくわしく申う
 けたまはり候、いよ／＼すへ／＼はんしやういたし候よう、御せいい
 たしなされ候べく候、こゝもとより殿様へも御家老中へも自光坊跡目
 の事、いよ／＼御頼なされ候よし、御文つかわされ候まゝそんし候、
 しゆひよく候へんと、めてたくそんし候べく候、よろすむりやうゐん
 ニ申入候まゝ、あら／＼申入候、めてたく、かしく

いたう

大くら卿

自光坊

御母儀

三 若王子役者連署書状

返々ちふんへも銀子一包つゝおくりたまわり御うれしくそんし
 候、むりやうゐんしゆひよくはう／＼御きたよりつとめくたり
 申され、めでたくそんし候、自光坊跡目の事、たいせつにそん
 しられ候まゝ、よく／＼御たのみゆたんしましく候、猶かさね
 て申うけたまわり候べく候、かしく

自光坊名代として、(無)りやう院御代参に仰付られ候ニ付、御文みまい
 らせ候、いよ(息)く御そく才ニ被入候よし、めてたくそんし候、こゝも
 と僧正様御きけん(機)よく候まゝ、御心やすくおほしめし候べく候、さて
 はきたよりの御(初)はつを白銀三十匁御あげ候、よろしく日(被)ろう申入候べ
 く候、こゝろ申せとの御事に候、さては自光坊かすみ(覆)の御証文申うけ
 たきよし、むりやう(量)ゐんニ御申上候、尤ニそんし候、すなはち文つか
 ハし候、御証文の事は自光坊(無)つぎめの御礼の折ふし下され候はんよし
 に候、かすみ(覆)の事すこしもさういあるましく候まゝ、御心やすくおほ
 しめし候べく候、むりやう(無)ゐん事あきかすみ候まゝ、志(支)はいの義、此
 たひ御(訴)せう申上たきよしうけたまわりそんし候、さりながら、此所
 下(知)ちとなりかたき事候まゝ、やうすむりやう(無)ゐんニ申わたし候、そこ
 もとの事(如)少もしよさいなく候まゝ、御こゝろやすかるべく候、くわし
 くハむりやう(無)ゐんへ申入候まゝ、御たつね候べく候、めてたく、かし

伊藤大くら卿

三上みんふ卿

自光坊

母儀

四 継目願い

乍恐御訴訟申上事

一 此度自光坊与風病死仕候、就夫、跡継可申男子無御座、十一歳ニ罷

成女子斗ニて御座候ニ付、自光坊存生之時分掣養子仕度と存罷有候
 処ニ、幸鹿角小豆沢大日别当妙光院弟左門と申十一歳ニ罷成候、一
 宗之儀ニ御座候まゝ養子むこニ仕度と、去六月柴内与五右エ門美松
 義兵衛向人を以約束仕指置申候、誠憚多申事ニ御座候得共、自光坊
 代々むこ継ニて跡式被仰付候、此度も奉願通ニ被仰付候ハ、難有可
 奉存候

一 毎日之御祈禱岩鷲御神事之儀ハ、右之左門成人仕、大峯入込迄ハ、
 同行山伏共ニ申付、毎日之御祈禱勤行可為致候条、右之旨被聞召分
 御慈悲ニ掣継ニ被仰付被下候ハ、難有可奉存候 以上

自光坊

延宝三年卯極月十一日

後家

御老中様

五 聖護院門跡奉書

陸奥国南部志和郡・北郡之内六拾三箇村村付別有之年行夏職之事、御奉書
 令紛失之由、其子細被屈聞召被仰付畢、然上者、毎年入峯無懈怠、可
 抽奉公忠勤之旨、依聖護院宮御気色執達如件

貞享四年八月八日

法印光有 花押

自光坊

法印晃隆 花押

六 若王子役者書狀

猶以、広福寺御如在無之、御心底相聞へ候間、被逐相談可然存候、手前取込候間、早々申入候、以上

広福寺当任御下向候間、一筆申入候、各御無事可有之と存候、拙者儀、先月当御地江罷下首尾能相勤、近日罷登候、就夫、当広福寺江於爰許申請候間、前住之通、諸事可被相勤候、且亦、羽黒出入之儀、近々首尾能落着可申と存候、羽黒山伏は一山切ニ相極、境外之山伏は本山之法式罷成候様可被仰付と存候、先為心得申入候、委細広福寺御物語可有之候間、不能具候、猶追て万喜可申述候、恐々謹言

閏四月廿日

伊藤大藏法橋

快弁 花押

自光坊
安楽院
多門院
西福院
大徳院
一明院
来光院
円蔵院
三光院
威徳院

七 若王子役者連署書狀

猶以其許にて分明不申候は、無是非、寺社御奉行所へ出申より外は有間敷と存候、申迄無之候へとも、善行院・覚善院・東鏡院・安養院其外羽黒山心懸申同行由緒書、数年之改帳方証文、内々吟味被申置尤存候、以上

広福寺迄幸便之条、一筆申入候、仍羽黒出入之儀、去年大膳大夫様より僧正へ被仰越候は、左庁掃宅之砌、先規之通相済可申由ニ候間、先公儀へ御訴訟延引可然由御申越候処、在庁御追放ニ付、爾今分明不申混乱之由にて、則広福寺衆より羽黒尊重院殿へ書付以先規筋目之様子御申入候処、羽黒山伏は、各別ニ取立可被申由にて、右より出入有之、四人之者共頭ニ可被申付様ニ承候、尊重院衆ニも此頃羽黒へ被仰付候へは、無案内にて下々より申通ニ可有之と令察候、尤此度広福寺衆へ覚書進申候故、各へも為心得写指下申候、兎角右之様子にては公義沙汰ニ罷成候半間、益て其心得尤ニ候、其節は万証文共吟味候て持参可然候、入用金子之事は、先年之通、中間より出シ可被申候、皆々迷惑ニ可有之候へ共、互之儀ニ候間、各々精出尤存候、江戸詰之節は定て僧正よりも御夫者可参候、兎角、其元之様子、今一応、広福寺衆より御左右可有之候間、其以後、自是可申入候、猶斯後慶時候、恐々謹言

十月十六日

三上民部

秀全 花押

伊藤大藏

快延 花押

南部盛岡

年行事中

八 幕府評定所裁許狀

一 羽黒山伏、於住居本山之霞場は、可受本山年行事支配事
 一 羽黒山伏、金欄地結袈裟不可着用之、雖然、於受聖護院御門跡補任
 狀は、可為制外事

附、羽黒山伏、自今以後檀那場不称霞場

一 羽黒山伏、大嶺客峯之時、從本山方不可受補任狀、又本山之山伏、

羽黒山客峯之節、從羽黒方不可出免許狀事

一 羽黒山伏、羽黒山入峯之事、可為如前々、從本山方不可妨事

一 檀方之儀、相互不奪之、勿論可任願主之帰依事

右条々、可相守此旨、仍為後証書記之、双方江出置者也

貞享元子年七月四日

御用ニ付而大坂ニ在之、不能加判

右衛門

山城 印

豊後 印

加賀 印

九 本山派先達浄蓮院書留

右之趣、於御評定戸田山城守様御出、寺社御奉行本田淡路公・坂本
 内記公、其外諸奉行衆御連座、内記様被仰渡候

羽黒方学善院事ハ段々不届在之ニ付、奥州一國被追放、証文被取、
 其より花藏院証拠ニ被召出候、此方へも能々相動候様ニ年行事共江
 申渡候様ニと被仰付、御庄中様方寺社御奉行方江も不殘御礼ニ廻候

浄蓮院

十 幕府寺社奉行所裁許狀

申渡之覚

安樂院

教樂院

一 以年行事之權威、羽黒山伏江種々役目宛課之、且那場迄相妨事

一 社家之者迄江難題申懸、且那場致押領之企之事

一 称霞場之所職と、羽黒入峯又ハ他山参詣之登迄、差障候事

右之趣、依為不届、閉門申付候、父子共於在所急度可令逼塞者也

十一 修験道法度

修験道之行儀、祖師之遺戒代々之法儀等、從往古段々令下知之処、
 近来末々之寺院におゐてハ、末世之風俗に随ひ不宜事とも有之様に
 相聞へ候付、今般新に申渡候、制止之趣、如左

一 入峯修行、弥不可有怠慢、但執行之輩、衣鉢法具等、法式之通可随

身、近世末々之同行におゐて、猥之儀も有之由、自今は其頭々より相改、法儀之通可執行事

附り、諸同行之内、異躰異行をいたし、依他事致世渡候輩も有之由、自今へ堅不違失法儀、專に可勵家業事

一 修驗道自身引導勿論、近來末々に至ては、猥に他宗之僧徒を履血脈を統、引導を請候徒も在之様に相聞候、失其道自他之法系混雜之至也、自今は從其先達々々相改、古來之通可相守事

一 從先規相定候法会飯齋之儀は各別、且那附合同門之交儀饗応之儀式、一汁三菜、勸盃は一二盞に限るへし、或音信贈答万事共に加

一 祈禱料・最花錢、先年被仰出候通、檀那之思ひ付次第たるへし、重不可懸申事

一 修分平生之心掛は慈悲を第一とし、万機に随順すへし、必利欲名聞に掛り合争論を企て、猥りに出訴すべからず、若無抱子細有之は、其頭々江相達可訴出之、且又先達・年行事、私之政道可為無用事

一 結袈裟懸懸具緒、其外法衣法具等、古來より法式有之処、近世末々之輩に至ては、猥之儀も在之由、自今弥相守古法、加儉約、応其官職之分際、不可好美麗事

附り、諸同行布戻子之膺色之外、色々之懸衣制禁、或公事本寺江出伺之節、其官職次第可着、結袈裟之輪袈裟着可為無用、并衣裳之式は、其所之制止之趣、可相守事

一 作法等違犯之輩、本寺頭より其旨令制戒之節、少も廉恥之意なく、剩、還俗改宗恣之振廻有之由、左様之節は、其坊跡等召放、本寺頭

より後住可申付事

附り、朱印地并御除地は勿論、縦雖為御年貢地、有來之坊跡、猥りに不可配分、或弟子相統之節も本寺頭江可相届事
右之条々可相守、若違犯之輩は、可及急度御沙汰者也

享保壬寅年七月

右之趣、被仰出候条、可有承知之者也

寅

十月廿六日

伊藤大藏卿
三上民部卿

十二 若王子大僧都書狀

一 筆致啓上候、残暑之節、弥御勇健可有御座珍重奉存候、然は去秋、從輪御門主御領内之羽黒山伏派之惣頭役、大勝寺并頭襟頭十四人被仰付候、併先年度々出入之節、御裁許之通、本山年行事請支配候儀は、如前々ニ候旨、羽黒方より申出候趣、其御役所より惣年行事江御申渡候由、右之趣、此度御領下年行夏惣代寿松院上京相届申候、右羽黒山伏本山方より支配之儀、貞享元年、元禄元年御裁許、同五年御国御条目相守弥有來候通、此上不致混乱候様、兼々被仰付候様奉頼候、右之段為可得貴意、如此御座候、恐惶謹言

若王子大僧都

閏六月廿二日

南部大膳大夫様

尚々、御領下本山方之山伏、此上共不相替、前々致相統候様奉頼候、已上

十三 若王子役者違署書狀

猶又、此度御写老通被申出被差出候由、各拜見可被致候、扱又、元禄元年御裁許之節被仰渡之御書付写、同五年御国法之御条目は、其元ニ所持可有之候間、差出シ不申候

一御国法ニ付、其御地御役所より諸御用之筋、御本山諸御用有之節、自光坊より其趣相違候上、惣録所江相詰候儀、毎度不參之年行夏有之、御用筋相滞之由、相聞甚不屈之事ニ候、向後兩御用筋有之節は、各無油断寄合御用筋不相滞候様、兼々法式不相乱、大切可被相守候、此以後不心得之年行事於有之は、吟味之上、急度可被仰付候一切火梵天七五三祓之儀、有来通、諸且那之帰依次第執行可被致候、不法之儀無之様、弥可被相守候

一入峯或ハ御補任願候者有之節も、委細吟味之上、添簡を以可被申上候、此旨可申達之旨、若王子御房被仰付、如此ニ御座候、恐々謹言

閏六月廿二日

伊藤大藏

快 花押

松坊法橋

珍 花押

三上大夫法眼

為 花押

南部森岡御領内

惣年行事中

十四 大勝寺書狀

尚々御六ヶ敷御座候共、御報ニ可被仰下候

一筆致啓上候、弥御堅固ニ可被成御座候、目出度奉存候、扱又、去々年より左様ニ存候得共、貴僧様と拙僧義ニ御座候得は、只今迄延引申候、然は当五月も頓て之儀ニ御座候間、貴僧様ニ而も先々自光坊之被成候様ニ、殿様御祈禱一辺ニ被成候而、岩鷲御參詣可被成候、とやかくと申義六ヶ敷存、拙僧も只今迄左様ニ不申候得は、取分此一兩斗ハ大分ノ道者貴僧様へ御付被成候、拙僧代ハ不及是非ニ、先規無例も拙僧代ニ始置、後住之前又々世間之誹傍も如何候ニ御座候間、貴僧様へケ様ニ申進候、当年よりは返々於柳沢ニ、道者老人も御付被成間敷候、左様ニ御心得可被下候 恐惶謹言

二月八日

快永 花押

大勝寺

快永 (裏)

人々御中

自光坊様

十五 大勝寺書狀

縦道者付申候共、大堀より上へ老人も上ケ申事不相成候間、左様被心得可被成候 恐惶謹言

五月廿三日

先刻ハ昨日之午日限、貴札拜見仕候、時々申進候山役之儀、御覚無

之、尤御同行之内ニも覺無之旨申由、被仰聞御尤ニ存候、先規より貴僧へ道者付申儀無之処ニ、二三年ハ町在郷道者付申由承候故、申進候、扱御祈禱と御座候而、貴僧手廻り之儀ハ構無御座候、其外町在郷道者之事ハ貴僧へ付申事不相成、縦其元へ道者付候共大堀より上へ老人も上ケ申事不相成候、岩鷲別当ト申上候ハ岩手・雫石・柳沢三ヶ所より外覺無之候、昨日申進候ニハ、貴僧手寄ニて道者参候哉与、此方ニ而用捨致山役さへ相濟申候へハ、別当役相立候と存申進候、然所ニ此覺無御座由御尤左候は、町在郷道者老人も付申儀不相成候、右申候通

自光坊様

大勝寺

快永

(裏)

十六 若王子役者連署書状

芳札令披見候、春暖之節、弥御無異珍重候ニ存候、然は今般其院同行稻荷別当慈徳院白山別当成就院円学院華藏院觀明院喜明院光明院忠応院等、入嶺修行為官位昇進、上京之段、及披露、夫々願之通御補任申出、封中ニて銘々江相渡候間、尚可被相達候、扱又、右八ヶ院森御殿并当御室御目見、首尾能被仰付候

一古稻荷別当慈重院天王別当大学院并明寿院等居官願之通、御補任、夫々申出、封中ニて上京之同行へ相渡候、猶可被相達候

一稻荷別当成就院偵勸義、乍居ニて法印金襴地黄色衣等御補任頂戴之義、惇孝より段々相願候ニ付、及披露願之通御補任申出、封中ニて本人江相渡候、尚可被相達候

一円学院寛英義、乍居ニて三僧祇御補任頂戴之儀、英諄より相願候ニ付、是又御補任申出、封中ニて本人江相渡候

一白山別当慈徳院稻荷別当成就院等、夫々別当職之御奉書頂戴罷在候哉相尋候処、先々右御奉書頂戴、所持罷在候内ニ候得共、近世不相続之時節、紛失仕候哉、当時所持無之由、依之猶又改、今般御奉書被成下度段、両院共以書付、段々相願候ニ付、社地之様子等吟味之上、及披露候処、御聞届ニ相成、則御奉書被成下候ニ付、封中ニて相達候、猶可被相渡候、且御礼録之義は、御定式之半減上納ニ相成候、左様御心得可有之候

一円学院義、今般新規ニ別当職御奉書頂戴之儀ニ付、願書差出候、尤国元ニて其院江も上京之節、品ニ寄直々可相願哉之旨、粗申込置候義ニ付、国元ニて差支之義、聊心無之候間、何卒御許容被成下候様、段々願出候ニ付、是又境内別当致来、御堂回数等吟味之上、及披露候処、御聞届ニ相成、則御奉書被成下、封中ニて本人江相達候、左様可被相心得候

一円学院義、御礼録之内、金貳兩拝借之義、段々相願候ニ付、取斗違候間、尚返上之義、不及延引候様可被相達候

一入嶺之同行中は、先例之通僧都御補任被下之候、左様可被相心得候一官金其外、入嶺ニ付、諸納方等、不残、先例之通、夫々取立上納相濟候

右返報旁申達度、如是ニ候、恐々謹言

三月十二日

三上民部法橋

秀孝 花押

自光坊御房

三上大輔法橋

秀堅 花押

十七 若王子役者連署書狀

芳札令披見候、当表無御別条候間、御休意可有之候、其院弥御無異之旨珍重存候、然は准年行事斗内村威徳院祐智浄法寺漆沢村三光院清雲、為繼目御礼上京ニ付、添書之趣令承智、則及披露繼目御礼首尾能被仰付、帰国申渡候、且威徳院義は、同行三ヶ院召連上京是亦繼目昇進願之通及披露、御補任相渡候、猶委細は威徳院三光院等可為演説候、仍回答如斯候、謹言

三月廿二日

伊藤大弐法眼

快常 花押

三上大輔法眼

秀賀 花押

三上式部法眼

秀孝 花押

自光坊御房

猶以、威徳院祐智師父義繼目不相濟、病死、其上寛政度人別書上帳ニ准年行事之書上無之、亥年御入峯并酉年御遠忌、而御大礼不参、諸上納方も無之、旁以当度之繼目願難相濟、殊之外令心配事ニ候、乍併段々之取斗を以、漸繼目住職御聞濟ニ相成事ニ候、委細は威徳院

より可被聞取候、且三光院義は入嶺修行心掛之旨、添簡ニ有之候へ共、短金ニ相成、右修行相成兼候段申出候間、無是非次第ニ付、其旨承届候

一三光院義も、亥年御入峯并酉年御遠忌上納方不相濟、不都合之到ニ付、其段申達、威徳院一同ニ右兩度之上納方、帰国後早々皆納之筈ニ申渡、請書取置候間、此段相心得、其地ニおゐても猶又急度可被申渡候、扱又、威徳院三光院ニ不限、其余正准年行事并別当諸同行共、亥年御入峯酉年御遠忌之砌、不参之輩、上納方不相分不洩様被取調、急々皆上納ニ相成候様可被致候、仍右上納方院格御定式通之納高、委細別紙ニ相認置候間、此上遅滞無之様、取斗可被致候

一威徳院祐智師父祐道義、乍及老年繼目上京も不致、病死ニ付住職ニは相加中間敷段、此度祐智江申渡置候間、左様可被相心得候、已上

十八 若王子役者連署書狀

別紙令被見候、然は其院上京之義ニ付、御領主表江書状差出候義は、猶可及評議候、乍併、兼て年行事職柄ニおゐて、上京之年限御定も有之候義、其上入峯出精候様、毎々御触書も有之候義を、久々入峯参勤も無之候ては、御祈禱御用等御差支ニも相成、年行事職柄ニおゐて、殊更難相濟次第、則入峯之義ニ付ては、去ル亥年七月御触之御趣意を以、御領主寺社方役人衆中江、能々被申立、可然義被存候、猶御領主表役人中江、拙者共より書状差出候義は、何れ可申談候、先は返報旁如斯ニ候、以上

三上式部法橋

閏三月六日

秀孝 花押

三上大輔法眼

秀堅 花押

自光坊御房

十九 若王子役者連署書狀

芳札令披見候、当表無御別条候間、休意可有之候、其院、弥御無異珍重ニ存候、然ハ多門院同行七戸八幡村立光院嶋林為官位昇進上京ニ付、添書之趣、令披見候、則及披露願之通、御補任多門院江封中ニテ相達申候、右回答如斯ニ候、謹言

伊藤大式法橋

七月十一日

快常 花押

三上大輔法橋

秀賀 花押

三上式部法眼

秀孝 花押

自光坊

二代御坊

追て亥年御入峯并当春御法会之砌、不參之院々上納方等、先般、委細申達候通、猶又、相心得無遲滯上納可有之候

一其院繼目上京之儀、每度申達候処、八ヶ年以前より病氣ニ付、全快次第上京被相願候旨、此度書中令披見候得共、元來年行事職、霞下

同行致支配、殊更其地惣録乍相勤、多年繼目上京も無之等閑之義、

不当至極之事ニ候、乍併病氣ニテ早速之上京難相成義は無是非事ニ候間、実々其訊書面ニ相認、名代を以成共、繼目任職は可被相願答

ニ候、其上病氣全快次第、遂上京、御礼并入峯修行參勤可有之候

一北日詰村大日别当円学院義、当春御法会上京之砌、寺号願立之義ニ付、委細書中令披見候、尤右は当人願立相糺候処、兼て其院よりも

可相願旨申聞有之趣ニ、別段口書等も差出候て、段々懇願ニ付、格

別之取斗を以、及披露御聞濟ニ相成候処、当人申立候口書と全相違候段は、甚以不埒之事ニ候、乍然、既ニ寺号御令旨頂戴被仰付候上

之義ニ付、当人無念之次第、此後左様籠略心得違無之様、急度被申達相濟候様、取斗有之、可然義と存候、乍然夫共寺号頂戴之義は、

於其院、何分差支候次第も有之義ニ候ハ、其差支候訳柄等、委細願面ニ相認、其院名代差添、円学院同道上京、寺号御令旨持參可有

之候、猶、其節聞札可申候、無異ニ可相濟事ニ候ハ、不及其儀、右之取斗專要ニ存候、然ル上は御礼録不納之分、早々皆上納有之候

様、可被取斗候、以上

二〇 羽黒登山出判取極狀

差上申一札之事

一拙僧共羽黒登山之節、本山年行事を以出判頂戴可仕処、大勝寺より申上頂戴仕候儀、誠ニ以可申上様無之候、其上使僧之節、序ニ官位

頂戴仕候儀、重々恐入奉存候、以来、全以右躰之不心得之儀仕間敷候、子孫共江も申伝置、急度御掟相守候様仕候間、御隣懇、此度は

何分御内濟被成下度奉願上候、為後証一札差上申候、已上

文政四年十二月

宮古通箱石村

成就坊 ㊦

自光坊様

御役僧様

前書之通、成就坊奉申上候、拙僧も已来添心仕、右躰之不心得之儀
仕間舖候、何卒御内濟被成下度奉願上候、以上

宮古通頭巾頭

善龍院 ㊦

十二月

同八木沢村頭巾頭

文珠院 ㊦

二一 修驗惣録役書留

先年、法輪院修驗道惣録役致候義は、本山より鳥渡之内、御頼成置相
勤候事と相見得申候、其後、閉伊年行事安楽院と申者、惣録役相勤候
処、無調法有之、直々年行事職共御取上、惣録役ハ先規之通、自光坊
被仰付相勤申候、中頃ハ鳥渡之内両院相勤候得共、先祖三光院相勤候
と相見得申候、其後本山并ニ御上様共ニ家から筋目之者ニ付、取扱も
別段之事故ニ、脇方ニテ惣録相勤候ても、自光坊は御直御扱本山向共
ニ支配ヲ不請候間、後々左様心得ニテ可然と、登等之節ニても願上候
て、輪番ニテ鳥渡之内相勤候て可然と被存候、以上

月日

二二 神明神楽料宛行書留

(包紙裏)
宝曆拾壹年八月廿二日、神明御神楽料、当年より御米拾駄宛御
寄附永々被遊候段被仰出、永代御証文不被下候、被仰渡書付入候

享保拾四年より宝曆拾壹年迄三十三年に成ル

享保拾四年閏九月、信祝公御代之内、神明宮江為神楽料米御米拾五駄
宛、年々御祭礼之節御寄附被遊候、宝曆二年三月御卒去被遊、翌三年
之十二月寺司米内長大夫申渡候は、向後は不被下候旨被仰出、其後
宝曆拾壹年已八月廿二日、寺司築田平右エ門申渡候は、御米拾駄神
明宮御祭礼之節、為御神楽料、当年より永々御寄附被成旨被仰出、年
々御寄附故、永代御証文ハ不被下候、被仰出書付、則取置候、信祝公
御代は仙山法印代、利雄公御代は快団諸印代、此年御簾一流御奉納被
遊候

宝曆拾壹年辛巳八月廿二日

快団法印書置

(包紙裏)
右之御神楽料、文化九年御側より御沙汰ニ付、御表江奉願上、
神明宮江、年中之御備物と被仰出候、御書付ハ不被下候

紙)

(張

覚

一
御米拾駄

神明宮御祭礼之節為御神楽料当年より永々御寄附被成旨被仰出

宝曆拾壹年辛巳八月

八月廿二日

自光坊

二三 自光坊由緒書

自光坊八代快園之御咄にて承候、左ニ

一 岩鷲山別当仕、盛岡柳沢口より執行仕来候義、往古より執行仕来候由、申伝ニ御座候、何年頃よりと申儀相知兼申候、先祖三光院快字代ニ罷成、奥様御懷任被遊御座候付、御末家老一方并刑部左エ門ヲ以、御安産御世継御出生之御立願、岩鷲山江可仕由被仰付、直々御立願御祈禱仕候所ニ、御立願成就、御易産御男子様御出生被遊候付、為御社領、別当三光院手作高宮手村にて式百石御寄附永々と被仰出、表より御証文被下置候、此年代不知、往古何年之頃ニ候哉、先年類焼之砌、右御証文焼失、御家老より又々御証文被下置候

一 志のき神職にて斉藤伊豆守と号、岩鷲山本宮別当之由申事にて、當時有之候、例年盛岡柳沢より執行仕候志のき社家ハ、元来山伏にて往古ハ西福院支配にて、斉蔵坊と申候者ニ御座候、何年頃ニ候哉、吉田ヘ罷登社家ニ罷成、免許状杯於受、右之通相唱来候、元来は岩鷲山盛岡口ハ自光坊先祖耆人にて、別当仕罷有候由申伝候

秀山自光坊代

一 大勝寺と申候て、当時迄岩鷲山別当被仰付、盛岡口執行、年々五日御祭礼相勤来候、右大勝寺と申ハ、往古無之、且て別当も不仕候、山城守様御代、右大勝寺先住行人にて江戸ニ有之候ヲ、御帰依被遊御国元江御下シ被指置、仁王丁江寺御立被下置候、其上岩鷲山之別当被仰付候、自光坊と別当被仰付置候所ニ導者出入出来左ニ大勝寺より申文ニハ拙僧別当ニ被仰付候上ハ、導者等ハ拙寺小屋江御附被成候筈、貴院之義ハ御代参御祈禱にて御登上被成候故、貴院御手廻ハ山役等ハ取立申問敷候外、導者ハ手前之小屋ヘ御附、山役錢も此方にて取立申筈と申出候間、自光坊より挨拶ニハ御自分も別当ニ被仰付候故、御自分江附申候導者ハ、御自分にて山役御取立可被申候、拙僧小屋江附候導者ハ拙僧も別当ニ御座候間、拙僧方にて山役取立申候、両小屋ヘ附候導者故、両別当にて山役取立候筈、左様ニ無之候得は、別当之趣意相立不申候、御代参一通之様ニ存可居候得共、自光坊義は大勝寺無之以前、往古より盛岡口執行御祭礼勤来候得ハ、古別当ニ御座候故、其筋両寺より御上江願出候、御上様にても兩別当之事故暫御沙汰も無之候、自光坊申分尤ニ思召被成御座候所ニ、秀山自光坊と申候六代目之自光坊ニ御座候、めんとうニ存候哉、末々不得止事出入出来仕候ヘハ、御上様へも御苦勞懸上候義故、別段御坂見立可申上候、其内一派ニも御座候間、雫石口より執行仕候様ニ別当円蔵院ヘ被仰付被下度旨願上候得は、御上御役人中、尤ニ思召、願之通被仰付、円蔵院へも当分自光坊執行御坂見立候内、貸遣候様ニ被仰付置候、何年相濟候ても御坂見立申筈御座

候、其節大勝寺と出入書付等、于今所持罷有候事

一 岩鷲山江三拾三騎相立候事、左ニ

秀山自光坊代御座候、御立願之筋有之、三拾三騎参り御立被成候、

宍人ニ御米片馬御代物壹貫文、是ハ垢離惟子代ニ被下候、三十三ニ

て御米は三拾三俵、御代物ハ三拾三貫文被下置候、五月ハ岩鷲山江

三拾三騎御立被遊候、八月ハ姫神江三拾三騎御立被遊候、両山江執

行仕候由、四五年も三十三騎御立被成候哉、其後相止、五騎御代参

被仰付候て、五人宛相立候、入方ハ不被下候、別当役ニ被仰付候、

二 三年も御立被遊候、其後相止申候、為御入方金剛杖ハ五本、三十

三騎之時ハ三十三本、五騎御代参ニ罷成候て、五本右例ヲ以、当時

自光坊へ金剛杖五本相渡候義ハ右之筋ニ御座候、外ハ三明院・寿松

院・大行院・金剛院・白山寺共ニ御代参罷有候由、申立ニて銘々当

時共ニ金剛杖受取来候、右人数ハ三十三騎之人数ニて御座候、白山

寺も其頃は自光坊支配ニて罷有候由、三十三騎参候節、参懸ニは御

城内八幡大明神へ罷参仕、下向ニハ京町・紙丁懸参候、所々御見物

被遊候間、大沢川原・下ノ橋へ懸通候様ニ被仰付、右例ニて当時共

ニ大沢川原・下ノ橋へ懸罷帰り候

一 内丸高知分、以前三十三騎之時より頼候て、宝剣被上候、当時共其

例ヲ以被上候

二四 自光坊由緒書

自光坊由緒書

自光坊初代は、旧藩主南部二十六代信直公御代、一方井刑部之一子秀

之助なる者にて、信直公奥方之弟之なり、御若君利直公ハ一方井刑部

之守城なる一方井城に於て御誕生相成、秀之助も御同年之事故、利直

公御近習を離し給はず御寵愛浅からず、信直公にも深く御恵を賜へ、

利直公三戸城へ御引移りノ節も御供仰付られ、御廻廻り御家臣に召出

され、秀之助儀、学文を好ミ御勤務之間には三戸城下なる天台本山修

驗宗年行事職たる三光院快山之弟子となり、書籍を学ひ居候内、快山

老僧之事故、間もなく死去したるも、附弟なき為、無住と相成居候、

有時信直公秀之助を召玉へ、其方儀ハ文武に達、俊才もあり予が思ふ

子細もあれハ、三光院之跡目を続き修驗ニ相成べし、武士道一方に

てハ其方の子孫長く予が子孫と連綿ならざる場合もあるべしとの深き

思召に付、有難く御請申上候処、信直公より天台修驗大本山聖護院へ

御申立相成、御領分中本山羽黒両修驗宗之惣録所と成下され、三光院

を以来自光坊と称させ度旨共聖護院宮御方へ具申致候処、即御免許相

成候ニ付、一方井村ニ於て被下候家禄式百石ハ岩鷲山社領と改め、正

别当仰付らる旨、信直公御直書之御証文を賜り、秀之助を自光坊快学

と改め、土道兼務之御奉公致、各所之戦争ニも御両君ノ御側を離れ

ず、出陣致暮目ノ法執行又ハ論説等ニ効を奏セリと云ふ

右は自光坊十一世快兆ノ命ニ依り原本より古書三通ニて写置者也

天保十二年八月十日

役僧

大福院

慈眼

三通ノ一

二五 岩鷲山代参書上

口上之覚

先祖三光院代、格別之被為有御趣意、岩鷲山正別当職被仰付、其以來
 毎年五月御代参年来無滞相勤、冥加至極奉存候、然処御祭礼之節、御
 加持物御下ケ渡無之、兼々歎敷奉存候、随て恐多願上様奉存候得共、
 御代参之節、御武運御長久御祈念申上候儀ニ付ては、為御加持物何成
 共、御一品御側より御下ケ渡ニて御祈禱申上、直々奉納候様仕度奉
 存候、寛保之頃迄は大奥御末より御下ケ被下置候御振合有之候得共、
 御止ニ相成誠ニ以歎敷奉存候、何卒別段御差支之筋も不被為有候ハ
 々、右歎願宜被仰上被下置度奉願上候、以上

五月

自光坊

御側御目付衆中

二六 岩鷲山代参・礼座書上

巖鷲山御代参并御礼座御尋ニ付、則書上、尤、御礼座御引上ケ
 紙) 独礼ニて申上候様ニ仰出候、右書留入

(包) 天保八年丙六月廿八日ニ御沙汰、天保十三年寅五月十七日被仰
 出候は、御在府之節は御老中ニて御謁之旨御沙汰、右書付入置

天保八年丙六月廿一日、寺社奉行下役梅沢勝兵エより内々御尋ニ
 ハ、自光坊之儀、岩鷲山御代参何年已前何之御趣意ニて相勤来り候
 哉、且御礼座之儀、已前は何レ座ニて申上候哉、何年之頃より只今

之座ニて是迄申上候哉之義、右二ヶ条、明日四ツ時迄ニ中ノ口へ可
 申出趣ニ付、同廿二日神扣ニて左之通、右勝兵エ殿江差出申候

以前仁王丁住居之砌、類焼ニ付、御証文并諸書留焼失、猶其後享保
 十四年拙宅類焼之節、古書留等焼失仕候得共、岩鷲山御代参并御礼
 座之儀、睦ト相知不申候得共、申伝ニハ左之通、岩鷲山御代参之儀
 は、石川左エ門尉高信公、津輕石川城ニ被為居候節、御室御懐胎、
 御男子様御出生之御祈禱岩鷲山江被仰付、先祖三光院御祈願申上候
 処、御男子様御誕生、則信直公様ニ御座候、且御取親被仰付候、御
 家督之後、永禄六年ニ岩鷲山御勸請被遊、別当職被仰付、式百石御
 寄附被遊候、其節之御棟札所持罷有候、三光院事自光坊と改名之儀
 は、信直公様より依御沙汰相改候由、九戸御征討之節、御供仕御陣
 中御祈禱等被仰付候由、其砌之陣太刀指物は爾今所持罷有候、岩鷲
 山江御祈願奉申上候処、信直様御誕生被遊候御吉例ニ付、御代参御
 用相勤来り候由、以前は登山之砌、御側江罷出候得は、御盃頂戴、
 下山之砌、頓て罷出候得は、御時服并御吸物ニ御酒頂戴被仰付、夫
 より直々大峯・伊勢・熊野・富士・愛宕・八幡江為御代参罷登り候
 由、寛永十八年六月六日之御初尾御下金等之御証文等所持罷有候、
 何之年より御止被遊候哉、其年代相知不申候、沼宮内通一方井村住
 居之節より元禄年中迄ハ大勝寺と争論之義有之、雫石円藏院御坂口
 致無心登山仕、是迄無滞御代参御用相勤来候

一御礼申上候儀、以前ハ法輪院次座ニて申上候由、然所何代以前之自
 光坊ニ御座候哉、御礼之砌、遅刻仕候ニ付、其御懸りより自光坊病
 氣之趣被仰出候由、自光坊へ御断被成候所、自光坊申候ニは、登城

仕御礼不申上罷下り候義、甚残念ニ御座候、依て何レ之座ニても不苦候間、御礼申上、下城仕度旨押々申上候処、只今之座ニて申上罷下候由ニ御座候、然所夫より只今之座ニて申上來候趣御座候、以上

六月

右書附ハ六月廿六日差出シ、尚又諸留吟味仕、同廿七日左之通、袖扣ニて同勝兵エへ差出ス、先日御礼座之儀、御尋ニ付、尚諸書留等吟味仕候処、天和二年之頃より只今之座ニて、御礼申候様得相見申候、然共暁トは相知不申候、駕籠下乗之儀は、文化十一年十二月御沙汰ニ付、鳩御門前下乗之処、綱御門外ニて只今ニては下乗仕候、以上

右袖扣書付、廿七日御下役勝兵エ殿へ差出し申候

一廿八日依御差紙、民司殿宅江院主快英罷出候所、別紙之通被仰出候、尤廿八日七ツ過ニ罷成候故、御老中廻勤ハ翌廿九日御済被成候

二七 岩鷲山代参書上

後代為心扣左ニ

例年岩鷲山江御代参之儀ハ、格別之御由緒も有之、訳柄ハ古記ニ有之事故、斯ニ略、古代ハ唯今之盛岡懸口より登山之所、大勝寺より古障之儀有之、争ひ候ては却て不宜様成事も有之故、一先手前より懸口を取替支配之儀故、円藏院之懸口より御代参相勤申度旨申上、為小屋場御例御新田之内、雫石新山之辺ニて五十間四面頂戴由、年代等ハ古記ニ相留候事、右之御場所より登山仕候得ハ道法遠ク毎年夜ニ入下向、殊ニ雨天之折ハ別て難儀有之ニ付、厨川通之内、姥屋

敷と申小名右場所よりハ御山江至て道法近ク通も宜きニ付、是より登山いたし度、先々住快晁法印并先住快英法印共ニ多年心懸之処、地頭野辺地左内、聊支之節有之、致方なく打過居候折柄、野辺地糺之本家筋誰江水天宮別当積善院兼て懇意ニ有之、右之由を物語するに、同家より糺之方江申談候得は、拙者一代限は差支之筋無之趣、挨拶ニ相成、時之役僧忠応院・善養院・頼光院等請合、糺江罷越面談いたし候処、支無之由ニ付、直々姥屋敷へ酒肴等持参、村中之者江申聞候処、地頭糺之方だに宜敷候得は、私共毛等差支之儀無之由申候ニ付、其段糺江申聞候所、為念故始末可指出之旨、尤下書は向方より参候ニ付、左ニ認遣置候事

拝借始末之事

一比度、貴様より拙僧一代御知行所姥屋敷村、年々五月致借用候所実正ニ御座候、尤拝借中ニ御差支等有之、御断被下候ても、聊氣遣無御座候、依て為後証始末如斯ニ御座候、以上

安政三年

親類

辰五月

坂牛内藏之丞

自光坊

印

野辺地糺殿

右之訳柄ニ候間、野辺地家江ハ親類同様之心得ニて長ク借用いたし、不始末之心懸杯無之様致度は専要之事也、是偏ニ積善院之功と可謂者也

安政三年

現住

辰五月

快孝爾言

二八 猶子約誓狀

今般猶子之事、令約誓候、依之網代與金紋挾箱等相免狀如件

高松三位

万延元 庚申 初冬

保夷

奥州南部

自光坊快孝御房

二九 約定書

約定之事

仁義御見參之外、決而御無心無之候間、貴坊御安堵可有御座、為後念
以書取御誓約如件

高松殿御内

万延元 申十月十八日

高木 大藏

㊦

奥州南部

自光坊様

三〇 猶子納金覚

覚

一金 老両

一同 三百疋

一外ニ 金五十疋

右之通、御猶子為御祝式、御納金正ニ披露ニ相成候、入御念候御儀
被致祝納候、幾久敷為念如件

高松殿御内

万延元 申年

高木 大藏 ㊦

十月十九日

奥州南部

自光坊様

御役僧中

三一 石川伊予守書狀

一筆致啓上候、此頃残暑之節、弥御安全珍重奉存候、昨年ハ年頭御
祝詞として御書面被下候処、早速六波羅真寿院殿へ向、不取敢尊君
様へ拙者より之返書差出し置候得共、相届キ不申候哉、其後中山殿
并ニ当御殿より之御返書も差出可申筈之処、昨年秋頃より当春以来
御殿ニ少々混雜之儀共出来いたし候事も有之、此頃相濟候、夫故甚延
引之段御申上候、中山殿ハ雜掌山田氏・相栗氏・大口出雲守等不宜
儀共有之、差扣之儀、昨年夏以来より三人共引籠居候、然ル処山田
・相栗兩人永之暇ニ相成候哉、大口ハ此頃出勤被仰付候、右ニ付御
返事之儀も如何相成候哉、相尋候得共難相分り候、其節之次第柄ニ
付、外ニ当春より大納言殿も重々混雜之儀共御座候て、御他行無之御
遠処にて御引籠被成候、何共甚申訳も無御座、此段御断申上候、以上
一京地ハ国元方外様大名方、追々上洛にてけいゑひむき武用斗、近年

世上風聞之通り、定て御国元もいろいろ御尊等も御座候哉とそんじ居候、何分ニも如何可相成哉、何れハ大事ニも相成り候哉、難斗候趣ニ噂いたし居候、先は不取敢御答迄、如此御座候
尚々、家内へも御深切ニ御尋被下委細申入候、宜敷御礼申上候

七月十九日

石川伊予守

自光坊様

三二 石川伊予守請状

覚

一金子入書状 沓通

右、中山殿へ 自光坊より

一金子入書状 沓通

右、花山院殿へ 自光坊より

右正ニ致落手候、慥ニ相届申候 以上

戌

四月十一日

石川伊予守^印

六波羅

成就坊様

三三 威徳院請状

覚

一金五両沓歩 成就坊へ

一同 沓分 威徳院へ

一同沓分三朱 東山御室へ

ノ金五両三分三朱也

右慥ニ致入手候、以上

戌四月十一日

上京

三ヶ院衆中

三四 中山卿証書

中山殿

表御印鑑^印

御内家来

諸大夫

修理大進

大口加賀守

大口大和守

雑掌

田中造酒

御用人

田中中務

御近習

青山齊宮

威徳院 印

武田右近
齋木文庫
棚橋數馬
此外末勤御家来

三五 中山卿家来書狀

新年之御吉慶御狀之趣申入候、御当家御一同無御別条、御加年之御事
ニ候、其御坊御安全御越年之段珍重思食候、年始御祝義、御申入御悅
被成候、宜可申入被仰付、如斯御座候 恐々謹言

六月廿四日

田中造酒

藤 常直

大口大和守 花押

藤 祀善

自光坊様

尚以、御菓子料金百疋御献上及披露候処、御入念之段、忝被思食候、
宜申入被仰候、同廿五疋下官等へ被送下候由、忝仕合奉存候、厚ク御
礼申入候、以上

三六 先達職令旨

就 朝政御一新、令上洛体認当宗之大意不憚劬勞尽精忠之条、全為本
山之補弼被感賞、其薰勞以自光坊称号永被補先達職訖、霞如元弥以可
勵、入峯修業抽忠誠之旨、管領親王依御氣色執達如件

明治二年五月廿三日

大和守基恭 花押
石見守基豪 花押
出雲守源補 花押
陸中盛岡
自光坊快孝

三七 大峯・葛城山籠願い

奉願上口上書

拙院儀

一
昨已年上京仕候処、一派興廢之御場合厚く御取立被成下、追々御用
向相蒙且大先達并法務司監等宗道之重職被仰付、格別之御法登を以、
一派之大法深山灌頂迄相濟候段、遠国鄙邑之野生身ニ余リ難有仕合
奉存候、然ニ大政御一新以来有名無実被為廢、広く万国御交際ニ付、
各其職勉勵可仕義、度々御布告も御座候得は、旁傍觀怠隨ニ相過候
て、朝廷は勿論奉対高祖菩薩重量恐入奉存候間、乍不省遠く神變菩
薩之遺風を慕ひ、大峯葛城両峯江山籠捨身苦修之実行相勤、弥天下
泰平国体御安穩万民豊樂宗道興隆之実驗を顯し申度奉存候、何卒御
聞濟被成下、志願成就仕候様、伏て御慈悲被成下度奉懇願候、以上

法務大先達

庚午
閏十月

自光坊

御本寺
御役所

快孝 花押

三八 前鬼山惣代歎願狀

指入申一札之事

一拙僧共山内金輪寺無住ニ付、陸中盛岡自光坊住職快孝兼務、此節人
体住居罷在候ニ付、寄留印鑑国方へ申遣し候へ共、何分遠国之事
故、至急取寄可申義ニも至り、加年候ニ付、来ル正月迄ニハ相調へ
指出可申候、夫迄之所御含られ被下度、宜敷願上候、以上

壬申 十一月

前鬼山惣代

五鬼継義兼 印

廿六小区 戸長倉谷源三郎殿

三九 五鬼熊義真約定證

約定證

一御先達自光坊住職、一方井快孝尊師、宗祖之継遺風、御山籠ニ相
成、且金輪寺被遊御兼務候ニ付、山内一同難有仕合ニ奉存候、然ル
上ハ御先達御介抱之義、不肖之於吾輩ニ、万夏引請申候間、御安心
可被下候、向後御互ニ返心仕間敷義ニ付、為念約定證如件

明治六年八月十四日

奈良県下吉野郡前鬼山

行者坊住職五鬼熊義真 印

自光坊御役僧

一方井琰貞様

四〇 吉祥院約定證

約定證

師君自光坊住職一方井快孝、当山籠ニ付、於貴兄昼夜御附添厚く御介
抱被下候趣安心仕候、国方御家族之儀は、不肖之於我輩、如何躰ニも
致尽力御養育可仕候、万事国方之儀は御安心可被下候、此後共御互ニ
返心違約等仕間敷儀ニ付、為念約定證如件

陸中岩手県下盛岡

自光坊弟子

吉祥院

琰貞

明治六年八月十四日

行者坊住職

五鬼熊義真様

四一 五鬼助・五鬼熊書狀

新曆之御慶千里同風御祝詞申納候

前鬼山

五鬼助義貞 花押

五鬼熊義真 花押

一月三日

自光坊様

御留主居中

參人々御中

再白

未タ不得貴意候得共、昨八月御先達御状エ御同封仕り、愚書拝呈仕候筈、御落手無之候哉、于今御報拜見不仕、然ルニ御先達御身之上ハ深ク御案事有之候矣、去ル午之年当処御山籠以來、山内一同申合下拙等モ旧義ニ復シ、兩人宛兩峯御修行ハ勿論昼夜隨從奉仕罷在候間、御安意可被成下候、將又御承知茂御座候矣、当山ハ高祖菩薩開闢以來、守護不入ノ地ニ御座候処、去年六月奈良泉管轄寺院跡エ加入、人民一般ノ御扱被仰付、御先達御義兼而当山惣堂金輪皇寺御兼務御座候故、右之趣奈良泉管轄ニ御届申上候処、御生国ヨリ寄留書為取寄可申旨、達ニ御座候間、当泉下之振合別紙入御覽候間、御地戸長エ御頼合、早速右寄留書御遣シ可有之候

一御先達御帰国之義、再応被申越申候趣、御尤之御義ニハ御座候得共、遠国故此辺之形勢御承知無之哉、本山聖護院ハ御先達引取後ハ甚乱雜言語同断ノ義ノミ有之、仍而御先達ヨリモ度々建言御座候得共、更ニ御採用無之、当今ハ諸先達御始御末派皆々離末独立之勢、既ニ宗名御廃止、天台宗エ婦入被仰付候得者、御先達ノミ目ニ仕リ、備前五流ハ勿論、元院家播州伽耶院先達始メ有子之方々并吉野一山等深ク御頼談ニ相成、不相替御山籠之夏ニ相成申候、若シ方今御先達御帰国ニ相成候而ハ千式百年相統之宗道跡方モナク断滅ニ相成可申、此辺之義ハ貴院方ニ而モ厚ク御勤考ニ而、御留主中御院跡之義如何様ニモ御尽力御相統御計御座候ハ、是亦宗道エノ御奉公ニモ可有御座奉存候、委細ハ御先達ヨリ被仰越候得共、任幸便右得

御意度如斯ニ御座候 恐惶謹言

一月三日 従前鬼山

三月八日届

(包紙裏)

四二 自光坊快孝山中書状

十月二十六日附之御書、前鬼山ハ罷越候、留主中へ到着之由にて、帰山早々致シ被見候、一同弥御無事之由、珍重存候、米内氏富田氏等之御書翰慥ニ落手致拜見候、当方拙僧も去月十六日ヨリ前鬼へ罷越、深山ニ於て十七日満行供養相勤、夫より往昔高祖等父母報恩之タメ千基ノ石塔供養被遊候、空鉢崩ニテ快英法院二十三回忌外機覺院様妙觀院等御回向之法事修行致シ、次ニ前鬼ニ於詰願供養致シ候、是ノ日ハ天氣モ宜敷、是迄世話致シ呉候北山辺之者、多分參詣モ有之候、百事無滞相濟、吉野へ罷歸り候、道すから、少々風邪之氣味ニ候処、其後病氣相重り、先年東京ニテ煩ひ候様ニ相成、大分苦ニ候処、此頃少々快方へ相向候、長引候とも一命ニハ掛り申間敷旨、医者共申事ニ候間、御安心可被下候、何も一千日苦修難行之勞れも有之候よし、御承知之通、東南院南之坊始、山内一同厚ク世話致シ呉、且前鬼よりも鬼助并義朝兩人附添介抱致シ候得ハ、不自由ト申義は決て無之、乍去爾今白川薬用罷在候、然ルニ旧曆十月二十二日ニハ拙僧病氣ニ候得共、吉水院老僧桜本坊老僧ヲ始、山内一同之寺院并善福寺弘願寺長泉寺ニ到迄、自分入費ニテ実成寺へ集会、存外之大法事勤ム呉候、病中ながら此ノ日ハ拙院も強テ出勤致シ候、此節国許ニテハ中々如此大法事ハ勤メ候様之力も無之、実ニ大

慶罷在候間、おん姉様ヲ始、御親類中江もよろしく御伝声可被下候、
 法事ハ右之通、当山并前鬼にて相勤候得共、墓参ニハ、是非一応帰
 国致シ度旨、山内へも呉々頼談致シ居申候得共、何も病中之事な
 り、且ハ先便ニも申越候通、教部省官員派出并本山官長之検査相済
 候迄ハ帰国相扣呉候様、山内一同挙て之頼合、当夏之様子にて略承
 知も被致候乎、内実法義ハ拙僧にて官轄罷在候故、其情実左之事ニ候
 得は、暫時帰国見合居候、且又過日本山より大和一同天台宗教義取
 締被仰付、奈良県庁届済にて、正副兩名相定、本山官長ニ相代リ宗
 内寺院之進限迄も取斗可申義ニ付、当時宗内寺院内検査最中ニ候、
 右等之次第、当山之情実ハ吉祥院并生内氏御察ニても相分り可申候
 間、帰国延引ニ相成候義、富田氏米内氏ヲ始御親類御一同へよろし
 く御申触被下度、呉々も御頼申入候、尤右教部省検査相済候へ、速
 ニ帰国墓参之義ハ当山内一同も承知之事ニ候、一昨日竹林院被参、
 帰国延引之義ニ付、山内中より御親類中迄御断状差出可申上ケと申
 事ニ候得共、此迄ニハ及ヒ不申候間、拙僧にて委細可申遣旨、兩名
 へ申向候事ニ候

一 当時ハ当山惣轄処実成寺ニ住居罷在候間、左様御承知被下度候
 一 秋峯修行前ニ一度帰山早々吉水院転住願書等封中にて一度書状差出
 候筈届候哉、先般之御書翰右着到之義、一切無之案事居候、以後書
 状等、着到有之候節ハ必ス書面ニ為御知被下度、尤吉水院転住之義
 へ、奈良県より岩手県へ御掛合可相成、不都合無之様、取斗ハ可申
 旨ニ付、至急差出候筈、右之義ハ呉々無手落御取斗ハ被下度候
 一 自光坊後任職之義、末寺之内引請候もの無之候得へ、不得止事候

間、常学坊ヲ後任職ニ被成下度

一 愚妻之義、罷登り候心得無之候得は、不得止事、離縁可致候、右ニ
 付同人持参之品々、大底取揃相返し、尤質入置候品迄も請出し相返
 し候様、御取斗被下度、右持参品、大底取揃ニ相成不申候ては、離
 縁状向方へ遣シ候義相成申間敷候

一 瀬川惣助へ別封御届可被下、尤奥瀬氏借財并おなみ之質物請出し、
 金策無之ニ付、久米治郎屋敷地兩惣へ売払可申旨、何レ其方にて宜
 敷義ニ候ハ、富田氏等相談致シ、可然御取斗可被下候、用事のみ
 早々不備

十二月十五日

一方井快孝

峯寿院御房

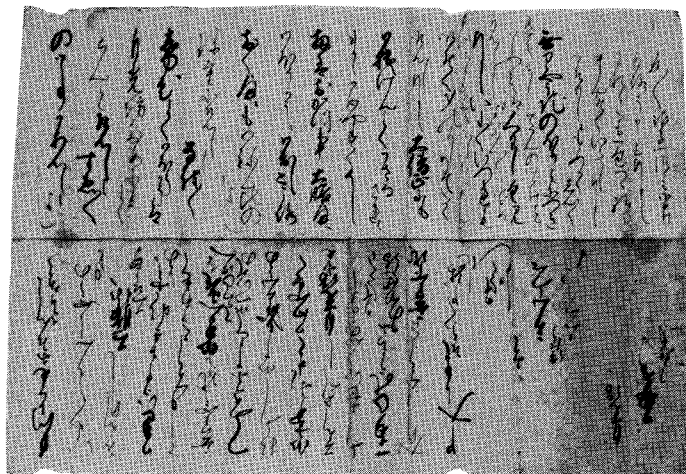
吉祥院御房

尚々、おなみ不縁之義相済候へ、県庁へ届向并親類中江之為知
 等、無手落御斗可被下候、以上

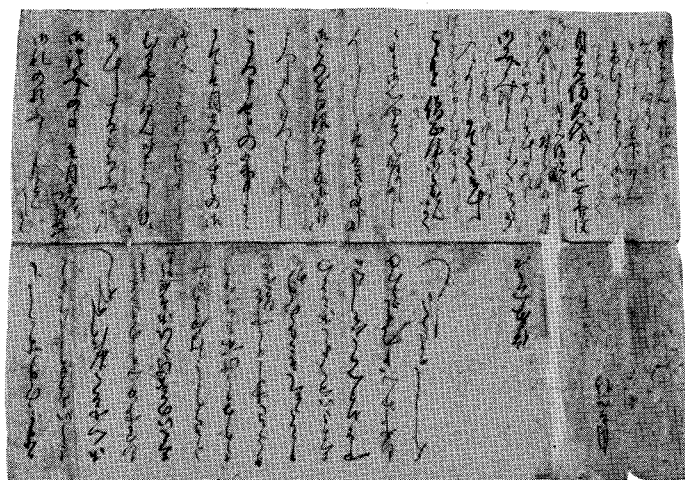
四三 自光坊快孝山籠中覚書

一千日山籠ノ始メ前鬼山金輪王寺ノ住職トナリタリ、山籠中前鬼山ヲ
 開懇ナサスメ、桑ノ根続キ十余万本植付タリ

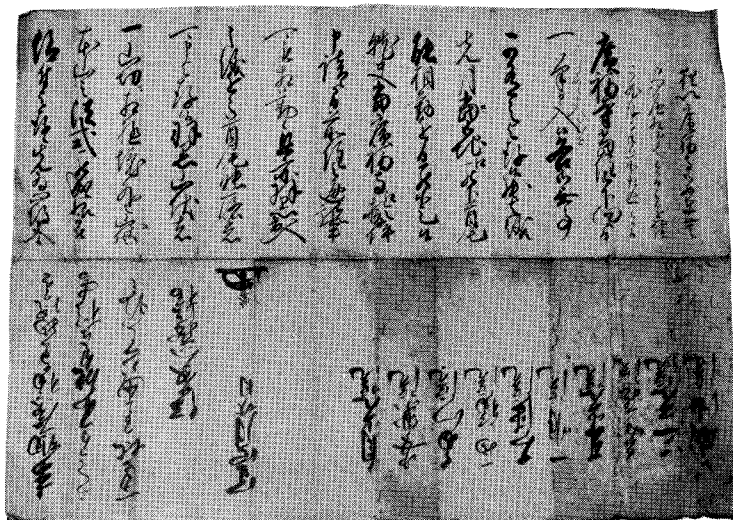
明治六年七月、吉野山僧侶ノ内職トシテ茶筥製造ノ事ヲ示達ス、当
 山ノ物産トナセリ、尤此茶筥ニハ絵画及歌等彫刻セルモノナリ



一 若王子役者連署書状(十三頁)



三 若王子役者連署書状(十四頁)



六 若王子役者書状(十六頁)

七 若王子役者連署書狀(十六頁)

二〇 羽黒登山出取極狀(二十二頁)

四〇 吉祥院約定證(上)(三十一頁)
三七 大峯・葛城山籠願い(下)(三十頁)